

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

越前市のハザードマップによると、市内を流れる日野川、吉野瀬川、天王川、浅水川、鞍谷川などが大雨によって増水し堤防が決壊した場合、管内の多くの地域で最大5メートルの浸水被害が予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

越前市のハザードマップによると、管内の山沿いの地区で土砂災害の恐れのある区域が点在している。

(地震：ハザードマップ)

越前市の地震防災マップは、ゆれやすさ・地域の危険度・液状化危険度の3種類のマップから構成されている。「ゆれやすさマップ」によると、栗田部地区と南中山地区にゆれやすい地域が点在している。

(その他)

平成30年の福井豪雪では、国道8号線はもとより市内の幹線道路が通行できなくなり、輸送物資等が停滞しライフラインに大きな影響を与えた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (令和6年12月31日現在)

- ・ 商工業者数 889人
- ・ 小規模事業者数 837人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	194	190	管内に広く分散している。
	製造業	259	239	越前和紙は岡本地区 越前打刃物は味真野地区
	商業・サービス業	436	408	管内に広く分散している。

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組み

- ・ 防災計画の策定及び計画の推進(越前市HPに計画掲載)

- ・越前市防災対策＜一般対策編＞ 平成 18 年 3 月策定 令和 6 年 8 月修正
- ・越前市防災対策＜震災対策編＞ 平成 18 年 3 月策定 令和 6 年 8 月修正
- ・市総合防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・越前市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・商工会災害システムの推進
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・当市が実施する防災訓練への参加および協力
- ・新型コロナウイルス感染症予防に向け日々、換気、手洗い・うがい等の感染防止対策を実施

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

＜目標＞支援により策定された事業者BCPの件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	20件	20件	20件	20件	20件
うち事業継続力強化計画（連携計画含む）	8件	8件	8件	8件	8件
うち事業継続計画	12件	12件	12件	12件	12件
[参考]中小企業（小規模除く）	2件	2件	2件	2件	2件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当市と綿密な協議を重ね、役割分担を明確化し、職員一同情報を共有することで発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や行政広報、ホームページ等において、国や福井県、当市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・武生商工会議所と連携し、事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介を行う。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、ホームページ等を活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成24年8月（令和6年12月更新）に事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・福井県商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン日本興亜と協力し、事業継続力の強化に向けた支援取組みを検討する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認
- ・定期的に越前市と状況確認や改善点について協議を行っていく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(商工会災害システム、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、越前市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報(被災事業所名、住所(町・字名レベル)被害状況(全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など))を確認し、災害発生から概ね 24 時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね 1 週間以内に情報を共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する(9時、16時現在)
発災後6日以降	1日に1回共有する(9時現在)

- ・当市で取りまとめた「越前市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を經由して福井県産業労働部経営改革課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。

(様式)

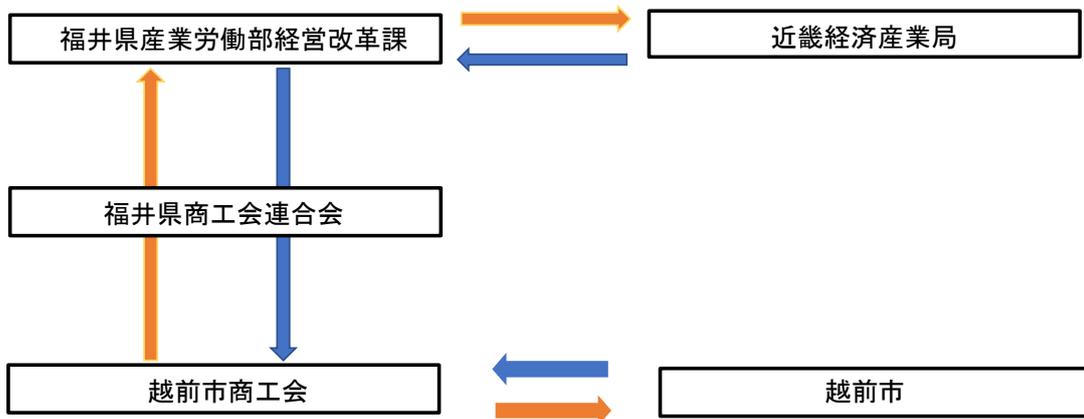
実態調査票

策定者： _____
 電話番号： _____

メールアドレス： _____

被害合計金額		(被害額内訳)							¥0
事業所名	住所	業種 <small>※任意</small>	従業員数 <small>※任意</small>	被害額 <small>※事業の再建に必要な額、おおよそで可</small>	土地 <small>(増積土砂排除費・整地費) (事業用資産に限る)</small>	建物 <small>(事業用資産に限る)</small>	機械設備	商品、原材料、仕掛品等	被害状況 <small>※全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水、瓦落ちの有無、損害・物流への影響、運転資金等資金繰りへの影響など</small>
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。

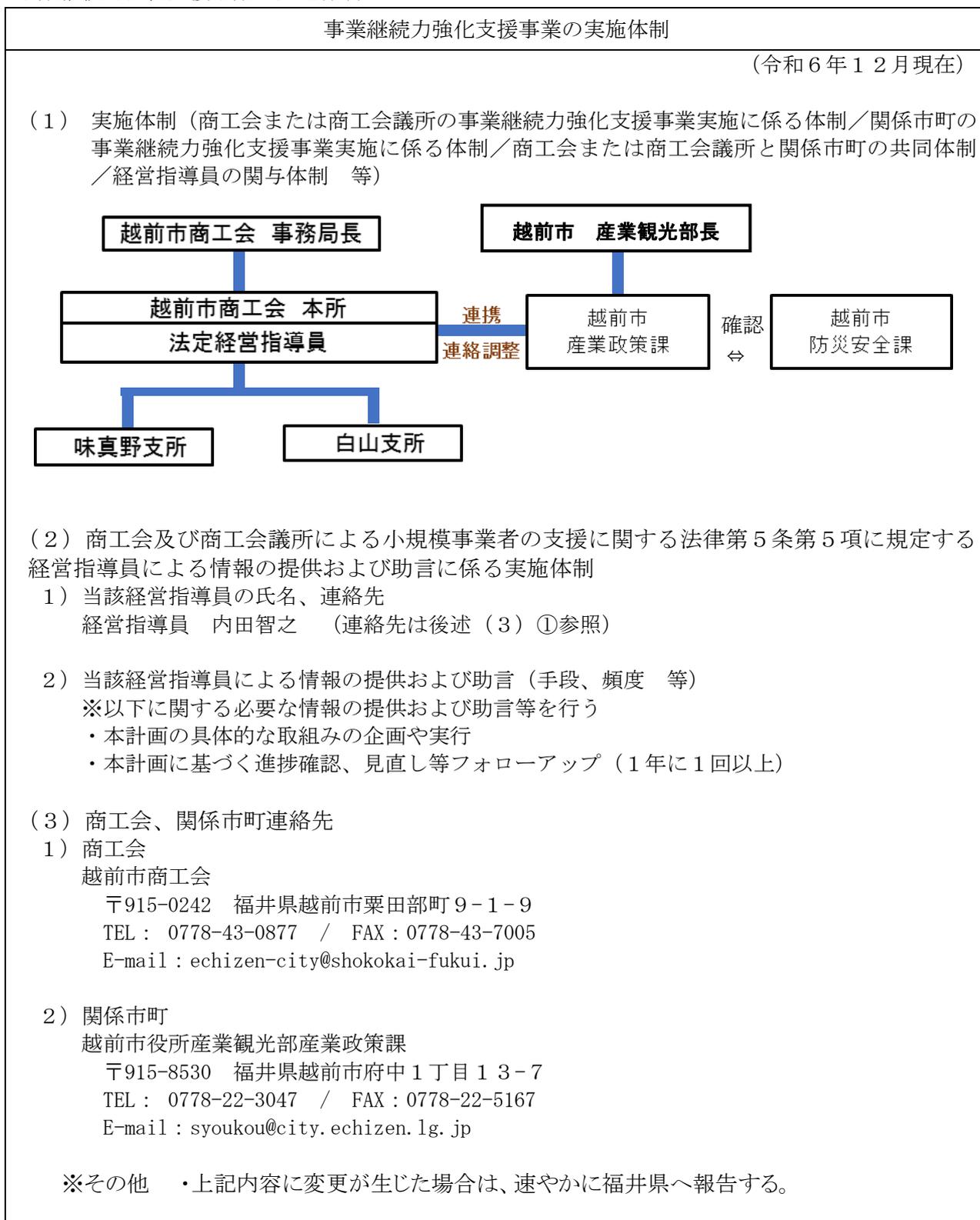
・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ 作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、越前市補助金、福井県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等